

住宅性能評価 手数料

住宅性能評価の申請手数料は、申請一件につき、下表のとおりです。

	床面積の合計	手数料		
		設計評価	建設評価	建設評価の追加検査 1回につき
戸 建 住 宅	～100 m ²	20,000	70,000	8,000
	100 m ² 超 ～200 m ²	30,000	90,000	11,000
	200 m ² 超 ～500 m ²	40,000	120,000	15,000
	500 m ² 超	80,000	180,000	23,000
共 同 住 宅	～500 m ²	M x 6,000 + 40,000	N x 30,000 + M x 4,000	15,000
	500 m ² 超 ～1,000 m ²	M x 6,000 + 80,000	N x 50,000 + M x 4,000	23,000
	1,000 m ² 超 ～2,000 m ²	M x 6,000 + 120,000	N x 70,000 + M x 4,000	30,000
	2,000 m ² 超 ～3,000 m ²	M x 6,000 + 160,000	N x 100,000 + M x 4,000	38,000
	3,000 m ² 超 ～4,000 m ²	M x 6,000 + 200,000	N x 130,000 + M x 4,000	57,000
	4,000 m ² 超 ～5,000 m ²	M x 6,000 + 240,000	N x 160,000 + M x 4,000	67,000
	5,000 m ² 超 ～10,000 m ²	M x 6,000 + 440,000	N x 190,000 + M x 4,000	76,000
	10,000 m ² 超	M x 6,000 + 640,000	N x 280,000 + M x 4,000	114,000
M: 共同住宅の総戸数(評価対象戸数) N: 検査(予定)回数				

- ※ 建設評価には上記の他に住宅紛争処理センターへ支払う負担金(4,000円/戸)が必要です。
- ※ 選択項目の評価についてはオプションとし、「音環境」の設計評価手数料は10%増し(千円未満切捨て。建設設計評価手数料は増額なし)、「室内空気中の化学物質の濃度等」は別途お見積り。
- ※ 戸建て住宅の併用住宅については「戸建て住宅」として扱います。
- ※ 設計住宅性能評価及び建設住宅性能評価の申請手数料算定用の床面積は住宅部分の床面積とします。住宅以外の用途に供する部分がある場合は当該部分の面積の1/2を、共同住宅等で評価しない住戸がある場合は評価対象外住戸の面積の1/2をそれぞれ減じます。
- ※ 変更申請は変更部分の床面積で手数料を算定。変更前の評価を当社で行ったものについては床面積を1/2で算定。
- ※ 建築基準法の検査と建設評価を同時に当社に申請する場合は建設評価手数料を10%減額。
- ※ 住宅型式性能認定の住宅については設計評価手数料を20%、型式住宅部分等製造者認証の住宅については設計評価手数料を20%、建設評価手数料を10%減額します。
- ※ 評価書の再交付(変更がなく交付後2年未満のものに限る)は5,000円/件